

第516回 福井地方最低賃金審議会
(R6.9.10)

項番	資料名
1	労働者代表委員からの提出資料（特定最低賃金 電気機械器具製造業）
2	労働者代表委員からの提出資料（特定最低賃金 百貨店, 総合スーパー）
3	使用者代表委員からの提出資料（特定最低賃金 4 業種）

【特賃審議会】福井県の電機産業について

労側代表 山田佐智生（電機連合）

1 経済構造実態について ※資料1-1参照

- ① 電機産業の従業員は、全国の製造業の約 13%となり、福井県では 20%を超える。
=全国でも 10 番目に高い就業率である。
 - ② 電機産業の製造品出荷額は、全国の製造業の約 12%に対し、福井県では 24%を占める。
=全国 8 位
 - ③ 電機産業の製造品付加価値額は、全国の製造業の約 14%に対し、福井県では 28%を占める。
=全国 8 位
 - ④ 特に従業員数 4~29 名の小規模事業所に特化してみれば、福井県の出荷額 27% (=全国 6 位)、
付加価値額 29% (=全国 5 位)を占める。 ※資料1-3参照
- 上記①~④に示すとおり、福井県における電機産業は、従業員数、出荷額、付加価値額すべてにおいて優位性があり、主要な産業であると言える。一方で、県内電機連合管下の全 8 社の新卒採用者数は求人数を満たせていない=人手不足。

2 影響率について ※資料2(「第 513 回第 2-20 ~21」)参照

- ① 地賃引上げに伴う影響率は 21% (510 名)。
 - ② 労働協約最低額 993 円での影響率は 22.3% (542 名)であり、1.3% (32 名)の増加に留まる。
10 名以上の事業所に限れば影響は皆無である。
 - ③ 労働協約締結率 68% (=7,077 名 / 10,399 名 = 2 / 3 以上)での改正申出であることを重く受け止め、その他の電機産業労働者へと波及させるべきである。
- 電機産業が大手から中小零細企業まで裾野の広い産業構造になっていることが影響率の高さに表れており、全国的に見ても決して高い水準ではない。

3 特定最低賃金に対する提言 ※「金属産業の発展に向けた特定最低賃金の活用」参照

- ① 地賃=生活安定(セーフティネット)の役割が中心、
特賃=地域における産業の魅力を高め、産業内労働者の公正な賃金追求することが役割。
- ② 特賃は「労使が力を合わせて生産性向上に取り組むきっかけになる」
→一企業では難しい取引価格の適正化が進めやすくなる。
- ③ 当該産業の賃金水準を上げること自体が、人材獲得の競争力向上につながる。
→人手不足が深刻なだけに、経営者にとってもメリットがあること。
- ④ 年による景気の変調で地賃引上げが抑制されたとしても、活況な産業の特賃引上げを図ることによって、翌年以降の地賃の着実な改善につなげることができる。(翌年の地賃引上げによる影響率を低減することができる)

主要かつ好況な産業における特賃は積極的に引上げを図ることが、産業内での格差是正とバリューチェーン全体の適切な価格転嫁を進めることになり、公正競争の確保と経済の好循環につながっていく。

以上のことから、電気機械器具最低賃金については、改定が不可欠と考えます。

以上

都道府県	電子部品・デバイス・電子回路製造業			電気機械器具製造業			情報通信機械器具製造業			電機計			製造業計			「製造業計」に占める「電機計」の割合					
																割合			順位		
	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)	付加価値額 (百万円)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)	付加価値額 (百万円)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)	付加価値額 (百万円)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)	付加価値額 (百万円)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)	付加価値額 (百万円)	従業者数	製造品出荷額	付加価値額			
全国	414,872	16,994,846	6,816,288	513,626	21,337,408	7,435,155	111,419	6,204,956	1,725,326	1,039,917	44,537,210	15,976,769	7,751,935	361,774,867	109,231,946	13.41%	12.31%	14.63%	—	—	—
北海道	6,925	263,846	117,155	1,931	45,251	16,067	386	8,226	▲ 326	9,242	317,323	132,896	164,811	6,641,259	1,694,357	5.61%	4.78%	7.84%	42	39	38
青森	6,639	209,541	42,989	3,062	82,368	31,638	134	2,532	1,846	9,835	294,441	76,473	55,466	1,779,068	536,347	17.73%	16.55%	14.26%	16	20	24
岩手	10,508	503,985	71,405	2,905	62,865	25,053	1,293	22,937	10,427	14,706	589,787	106,885	86,593	3,112,393	838,297	16.98%	18.95%	12.75%	18	14	29
宮城	13,009	708,130	215,035	6,958	238,849	61,366	3,269	128,716	39,939	23,236	1,075,695	316,340	116,346	5,482,949	1,290,106	19.97%	19.62%	24.52%	11	13	11
秋田	13,325	513,040	293,498	2,011	32,149	12,423	513	7,191	3,288	15,849	552,380	309,209	61,155	1,576,122	698,532	25.92%	35.05%	44.27%	3	5	2
山形	13,964	751,116	422,851	6,226	168,762	61,203	2,701	232,852	42,008	22,891	1,152,730	526,062	97,965	3,145,698	1,143,140	23.37%	36.64%	46.02%	6	3	1
福島	13,693	547,902	149,863	9,349	254,767	85,330	8,930	400,925	110,846	31,972	1,203,594	346,039	154,852	5,499,351	1,876,220	20.65%	21.89%	18.44%	9	10	18
茨城	7,444	240,161	103,518	25,765	1,105,797	441,922	2,286	64,251	24,555	35,495	1,410,209	569,995	277,608	14,859,573	4,637,394	12.79%	9.49%	12.29%	29	30	30
栃木	7,232	262,584	124,438	16,640	931,670	354,979	3,445	243,935	52,457	27,317	1,438,189	531,874	201,306	9,478,322	2,843,452	13.57%	15.17%	18.71%	28	24	16
群馬	8,422	224,114	104,893	15,346	561,539	182,381	2,632	111,787	20,893	26,400	897,440	308,167	221,123	9,562,364	3,505,060	11.94%	9.39%	8.79%	30	31	36
埼玉	12,335	342,205	122,642	16,810	466,527	181,594	7,036	570,687	219,728	36,181	1,379,419	523,964	385,746	14,799,788	5,186,319	9.38%	9.32%	10.10%	35	32	33
千葉	6,033	180,392	41,586	6,627	192,272	78,476	1,945	118,815	27,134	14,605	491,479	147,196	210,821	15,892,538	3,307,484	6.93%	3.09%	4.45%	41	41	41
東京	10,527	392,119	161,961	26,072	819,912	358,826	8,132	511,622	134,948	44,731	1,723,653	655,735	264,693	8,283,779	3,403,720	16.90%	20.81%	19.27%	19	11	15
神奈川	13,064	400,501	165,808	24,332	711,960	273,733	14,871	657,918	260,784	52,267	1,770,379	700,325	357,750	18,231,778	4,634,518	14.61%	9.71%	15.11%	27	29	23
新潟	16,006	391,634	157,757	9,492	299,575	98,176	1,544	92,185	38,738	27,042	783,394	294,671	180,493	5,398,331	1,939,448	14.98%	14.51%	15.19%	25	25	22
富山	10,162	365,942	162,671	3,076	59,165	26,231	383	7,193	2,361	13,621	432,300	191,263	124,001	4,126,981	1,441,161	10.98%	10.47%	13.27%	32	28	27
石川	10,560	333,618	95,653	4,604	104,303	37,822	1,677	65,173	11,187	16,841	503,094	144,662	98,394	3,069,020	1,077,668	17.12%	16.39%	13.42%	17	22	26
福井	11,012	330,478	133,186	3,798	275,276	92,898	454	14,386	6,114	15,264	620,140	232,198	74,952	2,562,445	830,100	20.37%	24.20%	27.97%	10	8	8
山梨	7,603	250,664	83,061	4,354	121,869	57,131	2,006	143,679	38,400	13,963	516,212	178,592	74,139	2,904,746	1,137,641	18.83%	17.77%	15.70%	13	17	21
長野	29,826	971,755	385,542	15,286	435,174	158,242	15,145	1,160,133	255,177	60,257	2,567,062	798,961	206,238	7,139,160	2,460,662	29.22%	35.96%	32.47%	1	4	5
岐阜	6,690	321,164	175,981	12,366	411,336	122,868	430	9,327	2,674	19,486	741,827	301,523	207,658	6,541,229	2,203,927	9.38%	11.34%	13.68%	34	27	25
静岡	12,089	360,816	161,042	45,231	2,694,784	869,888	3,277	218,868	81,225	60,597	3,274,468	1,112,155	409,607	19,029,052	6,187,909	14.79%	17.21%	17.97%	26	19	19
愛知	7,040	281,220	96,117	66,070	3,993,472	1,413,049	5,422	248,387	66,380	78,532	4,523,079	1,575,546	849,965	52,409,750	14,252,112	9.24%	8.63%	11.05%	36	34	32
三重	22,955	1,899,333	715,370	18,868	895,651	290,627	554	17,523	9,618	42,377	2,812,507	1,015,615	204,728	11,866,757	3,507,777	20.70%	23.70%	28.95%	8	9	7
滋賀	16,062	549,775	205,352	15,754	1,070,690	338,094	1,572	56,525	11,465	33,388	1,676,990	554,911	170,383	8,942,248	2,858,418	19.60%	18.75%	19.41%	12	15	14
京都	8,515	539,322	408,927	14,808	560,184	213,421	1,479	49,794	13,387	24,802	1,149,300	635,735	147,970	6,259,614	2,501,809	16.76%	18.36%	25.41%	20	16	10
大阪	8,402	500,676	99,601	24,851	935,759	353,374	3,511	78,170	40,291	36,764	1,514,605	493,266	449,661	20,248,919	6,179,342	8.18%	7.48%	7.98%	38	36	37
兵庫	9,206	370,598	82,687	40,324	1,715,099	486,767	5,875	401,545	123,117	55,405	2,487,242	692,571	362,845	18,340,264	5,791,799	15.27%	13.56%	11.96%	24	26	31
奈良	259	3,710	2,089	921	27,302	8,315	***	***	***	1,180	31,012	10,404	59,708	1,962,280	671,597	1.98%	1.58%	1.55%	47	46	46
和歌山	1,021	X	X	1,016	16,735	7,368	307	2,871	2,096	2,344	19,606	9,464	52,733	3,035,971	890,304	4.45%	0.65%	1.06%	45	47	47
鳥取	4,529	214,554	62,879	3,730	114,255	28,062	167	981	750	8,426	329,790	91,691	31,770	885,636	245,586	26.52%	37.24%	37.34%	2	1	4
島根	7,498	299,926	124,571	1,840	44,477	11,664	965	168,364	11,161	10,303	512,767</										

※1 2023年経済構造実態調査 製造業事業所調査 「地域別」統計表データ(2024年7月26日公表) 付加価値額で従業員29人以下の事業所は粗付加価値額。

都道府県	電機計												製造業計				「製造業計」に占める「電機計」の割合											
	電子部品・デバイス・電子回路製造業				電気機械器具製造業				情報通信機械器具製造業												割合				順位			
	従業者数	製造品出荷額等	生産額	付加価値額	従業者数	製造品出荷額等	生産額	付加価値額	従業者数	製造品出荷額等	生産額	付加価値額	従業者数	製造品出荷額等	生産額	付加価値額	従業者数	製造品出荷額等	生産額	付加価値額	従業者数	製造品出荷額等	生産額	付加価値額	従業者数	製造品出荷額等	生産額	付加価値額
	(人)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(人)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(人)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(人)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(人)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(人)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(人)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
全国	386,581	16,514,073	16,586,107	6,602,688	440,787	20,062,079	18,963,639	6,872,851	102,839	6,045,189	5,178,290	1,650,041	930,207	42,621,341	40,728,036	15,125,580	6,079,575	325,416,853	304,333,955	94,814,346	15.30%	13.10%	13.38%	15.95%	—	—	—	—
北海道	6,749	260,652	262,079	115,217	1,325	35,051	33,647	11,253	352	X	X	X	8,426	295,703	295,726	126,470	114,993	5,281,473	5,077,287	1,237,479	7.33%	5.60%	5.82%	10.22%	42	39	39	35
青森	6,319	207,115	203,681	41,763	2,736	65,227	63,134	26,274	106	X	X	X	9,161	272,342	266,815	68,037	43,632	1,505,414	1,466,413	445,359	21.00%	18.09%	18.20%	15.28%	18	22	20	25
岩手	10,087	498,683	499,270	68,897	2,458	56,312	56,848	21,540	1,138	20,428	21,064	9,869	13,683	575,423	577,182	100,306	69,737	2,800,170	2,748,833	716,177	19.62%	20.55%	21.00%	14.01%	20	14	15	28
宮城	12,535	704,432	702,861	212,860	6,078	227,476	223,011	55,981	3,070	127,020	122,876	39,135	21,683	1,058,928	1,048,748	307,976	91,980	4,977,324	4,885,031	1,099,478	23.57%	21.28%	21.47%	28.01%	9	12	13	10
秋田	12,832	509,391	517,166	291,729	1,590	24,646	24,548	8,782	456	X	X	X	14,878	534,037	541,714	300,511	47,089	1,379,903	1,382,673	608,618	31.60%	38.70%	39.18%	49.38%	2	4	2	2
山形	13,208	744,199	763,831	419,059	5,007	154,142	152,960	53,844	2,471	221,945	205,573	35,327	20,686	1,120,286	1,122,364	508,230	77,588	2,837,263	2,813,630	1,001,208	26.66%	39.48%	39.89%	50.76%	7	2	1	1
福島	12,725	537,298	535,327	143,652	7,775	235,412	232,451	76,073	8,559	397,190	394,861	108,930	29,059	1,169,900	1,162,639	328,655	125,898	4,937,591	4,819,144	1,635,885	23.08%	23.69%	24.13%	20.09%	11	11	10	17
茨城	6,802	231,117	236,525	99,466	23,260	1,060,022	1,092,092	423,765	2,055	61,533	59,978	22,914	32,117	1,352,672	1,388,595	546,145	235,138	13,810,777	13,457,255	4,249,948	13.66%	9.79%	10.32%	12.85%	29	30	30	29
栃木	6,584	256,139	240,359	120,901	15,137	911,947	751,539	345,782	3,222	239,883	235,372	50,824	24,943	1,407,969	1,227,270	517,507	166,018	8,765,682	8,449,893	2,554,678	15.02%	16.06%	14.52%	20.26%	27	23	25	15
群馬	7,573	214,639	220,020	99,424	12,741	520,109	490,858	164,922	2,246	107,082	107,620	18,422	22,560	841,830	818,498	282,768	178,763	8,663,399	8,525,375	3,142,479	12.62%	9.72%	9.60%	9.00%	31	31	33	37
埼玉	10,596	308,112	289,595	109,316	12,502	388,584	385,542	145,994	6,351	559,187	557,703	214,073	29,449	1,255,883	1,232,840	469,383	289,092	12,794,799	12,254,758	4,349,299	10.19%	9.82%	10.06%	10.79%	35	29	31	34
千葉	5,494	167,465	165,939	37,255	5,195	163,132	156,911	66,144	1,767	107,286	87,497	24,713	12,456	437,883	410,347	128,112	166,083	14,450,068	14,182,524	2,789,454	7.50%	3.03%	2.89%	4.59%	41	42	42	42
東京	7,717	338,852	332,054	137,316	20,714	720,807	663,751	312,329	6,950	488,339	420,680	122,859	35,381	1,547,998	1,416,485	572,504	162,988	6,248,577	6,083,627	2,542,629	21.71%	24.77%	24.12%	22.52%	14	10	11	14
神奈川	10,111	352,607	346,593	141,757	18,866	608,540	592,147	226,946	13,662	635,601	629,906	250,280	42,639	1,596,748	1,568,646	618,983	289,429	16,532,126	16,161,332	3,944,556	14.73%	9.66%	9.71%	15.69%	28	32	32	24
新潟	15,076	371,877	370,854	148,451	7,971	274,283	260,811	87,122	1,317	90,300	91,676	37,782	24,364	736,460	723,341	273,355	134,581	4,592,513	4,241,465	1,606,161	18.10%	16.04%	17.05%	17.02%	23	24	22	21
富山	9,788	361,471	364,545	159,794	2,304	47,194	43,826	20,874	292	X	X	X	12,384	408,665	408,371	180,668	101,155	3,702,671	3,598,438	1,261,528	12.24%	11.04%	11.35%	14.32%	32	28	29	26
石川	10,312	330,115	332,243	94,205	3,865	94,096	94,500	33,328	1,640	X	X	X	15,817	424,211	426,743	127,533	75,038	2,676,580	2,634,991	910,309	21.08%	15.85%	16.20%	14.01%	17	25	23	27
福井	10,700	326,812	336,845	131,292	3,285	269,544	271,131	90,218	450	X	X	X	14,435	596,356	607,976	221,510	55,551	2,242,177	2,170,225	691,548	25.99%	26.60%	28.01%	32.03%	8	8	8	8
山梨	6,934	241,573	244,060	78,315	3,608	110,449	108,199	51,066	1,850	141,216	141,038	37,279	12,392	493,238	493,297	166,660	58,741	2,610,171	2,586,494	1,008,919	21.10%	18.90%	19.07%	16.52%	16	18	19	22
長野	27,385	937,600	899,688	369,654	12,767	398,023	339,263	140,838	14,280	1,146,798	480,352	248,924	54,432	2,482,421	1,719,303	759,416	161,556	6,320,388	5,067,667	2,098,795	33.69%	39.28%	33.93%	36.18%	1	3	4	5
岐阜	6,268	294,623	302,973	172,257	10,724	388,952	391,645	111,805	376	8,359	7,909	2,499	17,368	691,934	702,527	286,561	157,863	5,582,125	5,454,709	1,817,558	11.00%	12.40%	12.88%	15.77%	33	27	27	23
静岡	11,312	350,112	359,380	156,141	40,830	2,623,192	2,394,430	839,820	3,021	216,367	215,463	80,081	55,163	3,189,671	2,969,273	1,076,042	328,998	17,354,494	16,625,645	5,526,915	16.77%	18.38%	17.86%	19.47%	26	20	21	19
愛知	5,783	248,560	248,262	84,199	59,646	3,878,202	3,964,058	1,363,062	5,085	243,534	227,322	63,957	70,514	4,370,296	4,439,642	1,511,218	714,099	49,364,754	38,351,002	13,047,945	9.87%	8.85%	11.58%	11.58%	36	33	28	32
三重	22,553	1,893,736	1,994,696	712,915	17,308	870,996	848,046	280,285	538	X	X	X	40,399	2,764,732	2,842,742	993,200	175,719	11,146,159	11,098,436	3,240,048	22.99%	24.80%	25.61%	30.65%	12	9	9	9
滋賀	15,705	544,724	458,686	202,754	14,676	1,053,775	717,800	329,726	1,517	X	X	X	31,898	1,598,499	1,176,486	532,480	148,461	8,395,726	7,875,136	2,645,712	21.49%	19.04%	14.94%	20.13%	15	17	24	16
京都	7,743	528,870	540,326	403,664	12,780	525,714	514,561	197,562	1,335	47,428	39,273	12,398	21,858	1,102,012	1,094,160	613,624	109,550	5,541,882	5,250,745	2,193,087	19.95%	19.89%	20.84%	27.98%	19	16	16	11
大阪	6,746	468,757	454,208	87,915	17,642	798,570	734,330	290,474	3,044	67,790	67,014	34,747	27,432	1,335,117	1,255,552	413,136	304,632	16,876,288	15,197,387	4,816,765	9.00%	7.91%	8.26%	8.58%	38	35	35	38
兵庫	8,445	351,683	344,419	74,508,																								

都道府県	電機計												製造業計			「製造業計」に占める「電機計」の割合					
	電子部品・デバイス・電子回路製造業			電気機械器具製造業			情報通信機械器具製造業									割合			順位		
	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)	付加価値額 (百万円)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)	付加価値額 (百万円)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)	付加価値額 (百万円)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)	付加価値額 (百万円)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)	付加価値額 (百万円)	従業者数	製造品出荷額等	付加価値額	従業者数	製造品出荷額	付加価値額
全国	112,986	14,592,905	5,337,609	480,830	17,819,148	6,309,548	112,986	6,416,679	1,741,255	706,802	38,828,732	13,388,412	7,465,556	302,003,273	96,825,529	9.47%	12.86%	13.83%	—	—	—
北海道	283	174,214	60,662	1,855	42,194	18,277	283	9,022	2,942	2,421	225,430	81,881	163,337	5,587,227	1,744,631	1.48%	4.03%	4.69%	47	41	41
青森	116	236,525	37,372	3,167	76,033	24,005	116	2,220	1,376	3,399	314,778	62,753	55,763	1,676,471	522,756	6.10%	18.78%	12.00%	34	14	28
岩手	1,279	233,583	81,143	2,927	51,352	20,082	1,279	27,511	6,618	5,485	312,446	107,843	84,349	2,494,299	719,913	6.50%	12.53%	14.98%	32	26	22
宮城	3,251	457,023	226,719	6,257	186,511	56,397	3,251	144,830	40,359	12,759	788,364	323,475	111,794	4,357,999	1,354,445	11.41%	18.09%	23.88%	18	16	10
秋田	532	417,101	182,327	1,941	27,896	10,745	532	7,111	3,306	3,005	452,108	196,378	58,468	1,307,827	518,560	5.14%	34.57%	37.87%	36	5	1
山形	3,294	584,772	246,726	5,966	148,433	53,572	3,294	320,472	68,133	12,554	1,053,677	368,431	97,429	2,832,284	1,079,592	12.89%	37.20%	34.13%	14	2	3
福島	9,710	478,393	139,623	9,033	221,123	82,402	9,710	389,329	82,759	28,453	1,088,845	304,784	154,274	4,766,985	1,638,642	18.44%	22.84%	18.60%	5	11	16
茨城	2,134	425,046	154,608	23,189	901,761	340,689	2,134	48,043	15,781	27,457	1,374,850	511,078	264,266	12,177,310	4,195,419	10.39%	11.29%	12.18%	20	28	27
栃木	3,329	242,544	108,728	15,501	930,101	385,550	3,329	185,484	46,279	22,159	1,358,129	540,557	195,131	8,235,252	2,668,132	11.36%	16.49%	20.26%	19	21	14
群馬	2,448	196,090	80,184	13,982	492,396	191,976	2,448	111,190	27,092	18,878	799,676	299,252	212,329	7,888,919	2,514,655	8.89%	10.14%	11.90%	26	31	29
埼玉	6,691	282,843	75,846	18,587	460,606	148,517	6,691	463,963	166,355	31,969	1,207,412	390,718	379,482	12,862,957	4,545,899	8.42%	9.39%	8.59%	28	33	35
千葉	1,949	214,982	52,775	5,637	159,467	53,790	1,949	124,227	9,315	9,535	498,676	115,880	206,017	11,926,431	3,136,467	4.63%	4.18%	3.69%	38	40	42
東京	7,779	350,740	134,185	21,951	687,170	261,325	7,779	446,745	118,734	37,509	1,484,655	514,244	238,817	7,080,474	2,840,291	15.71%	20.97%	18.11%	8	12	17
神奈川	13,691	305,409	119,851	24,241	696,606	262,390	13,691	849,924	298,791	51,623	1,851,939	681,032	348,312	15,835,278	4,952,775	14.82%	11.70%	13.75%	10	27	25
新潟	1,492	370,495	168,289	9,487	293,754	81,469	1,492	76,499	17,489	12,471	740,748	267,247	177,842	4,753,251	1,853,281	7.01%	15.58%	14.42%	31	22	24
富山	497	300,628	130,685	2,665	43,297	19,247	497	9,895	3,351	3,659	353,820	153,283	122,216	3,651,778	1,293,518	2.99%	9.69%	11.85%	43	32	30
石川	2,346	363,431	117,358	4,299	86,196	33,139	2,346	176,787	38,067	8,991	626,414	188,564	94,507	2,626,806	896,933	9.51%	23.85%	21.02%	22	8	12
福井	333	392,441	142,071	2,914	184,283	81,342	333	4,964	659	3,580	581,688	224,072	71,389	2,143,081	752,299	5.01%	27.14%	29.78%	37	6	5
山梨	2,451	230,080	75,170	4,003	99,469	43,529	2,451	135,257	38,789	8,905	464,806	157,488	72,124	2,530,220	1,075,746	12.35%	18.37%	14.64%	15	15	23
長野	14,504	776,227	253,147	14,105	374,626	124,818	14,504	1,027,582	273,586	43,113	2,178,435	651,551	198,141	6,043,116	2,055,284	21.76%	36.05%	31.70%	1	3	4
岐阜	1,231	205,547	95,689	10,460	326,506	112,255	1,231	82,133	14,908	12,922	614,186	222,852	199,058	5,614,933	1,960,092	6.49%	10.94%	11.37%	33	29	32
静岡	3,622	312,011	131,123	44,808	2,368,583	761,913	3,622	246,928	45,219	52,052	2,927,522	938,255	401,827	16,451,286	5,579,256	12.95%	17.80%	16.82%	13	18	19
愛知	4,550	302,760	66,383	65,036	3,385,668	1,187,769	4,550	246,773	68,999	74,136	3,935,201	1,323,151	807,694	43,987,965	11,871,752	9.18%	8.95%	11.15%	23	34	33
三重	670	1,713,791	532,363	16,171	667,891	227,818	670	26,296	13,991	17,511	2,407,978	774,172	201,632	10,491,865	3,178,527	8.68%	22.95%	24.36%	27	10	9
滋賀	1,612	465,639	130,797	16,108	852,114	314,350	1,612	44,321	12,395	19,332	1,362,074	457,542	165,297	7,597,075	2,803,226	11.70%	17.93%	16.32%	17	17	21
京都	1,520	273,875	172,962	13,578	390,907	178,854	1,520	69,724	22,492	16,618	734,506	374,308	139,615	5,270,360	2,167,112	11.90%	13.94%	17.27%	16	24	18
大阪	3,282	469,669	63,110	24,176	727,892	293,793	3,282	189,133	73,479	30,740	1,386,694	430,382	417,816	16,975,793	5,703,073	7.36%	8.17%	7.55%	30	35	38
兵庫	6,482	381,285	95,727	34,938	1,284,187	369,760	6,482	416,277	123,637	47,902	2,081,749	589,124	347,873	15,249,899	5,091,423	13.77%	13.65%	11.57%	12	25	31
奈良	215	4,504	2,191	942	27,016	8,707	215	X	X	1,372	31,520	10,898	57,218	1,715,739	638,888	2.40%	1.84%	1.71%	44	44	46
和歌山	298	22,436	6,747	1,114	16,742	7,641	298	2,630	1,882	1,710	41,808	16,270	50,917	2,383,457	758,736	3.36%	1.75%	2.14%	42	45	43
鳥取	453	147,650	30,526	3,348	86,979	17,718	453	22,089	5,266	4,254	256,718	53,510	30,379	741,344	215,759	14.00%	34.63%	24.80%	11	4	8
島根	1,012	247,536	91,433	1,914	40,681	12,809	1,012	170,599	7,048	3,938	458,816	111,290	40,812	1,165,087	394,583	9.65%	39.38%	28.20%	21	1	6
岡山	408	251,786	84,810	5,473	198,609	52,362	408	8,633	3,519	6,289	459,028	140,691	147,627	7,060,138	1,768,808	4.26%	6.50%	7.95%	39	38	37
広島	419	411,784	197,054	7,686	204,794	74,294	419	7,146	4,730	8,524	623,724	276,078	207,756	8,869,857	2,630,865	4.10%	7.03%	10.49%	40	37	34
山口	24	67,032	27,359	1,672	26,519	11,063	24	X	X	1,720	93,551	38,422	95,292	5,616,940	1,864,269	1.80%	1.67%	2.06%	45	46	44
徳島	64	404,191	149,024	1,564	27,595	13,785	64	X	X	1,692	431,786	162,809	44,485	1,795,341	840,000	3.80%	24.05%	19.38%	41	7	15
香川	18	39,854	12,868	6,138	165,716	46,753	—	—	—	6,156	205,570	59,621	68,820	2,528,966	701,436	8.95%	8.13%	8.50%	25	36	36
愛媛	2,273	33,612	16,801	3,474	100,660	49,634	18	X	X	5,765	134,272	66,435	77,030	3,804,128	1,011,411	7.48%	3.53%	6.57%	29	42	40
高知	523	X	X	686	10,341	3,744	—	—	—	1,209	10,341	3,744	23,127	547,159	182,302	5.23%	1.89%	2.05%	35	43	45
福岡	7,814	235,915	86,558	11,271	256,455	89,589	669	15,672	6,746	19,754	508,042	182,893	220,530	8,951,854	2,469,052	8.96%	5.68%	7.41%	24	39	39
佐賀	4,170	228,728	96,984	4,903	158,897	42,477	351	8,770	4,646	9,424	396,395	144,107	62,001	2,028,346	695,583	15.20%	19.54%	20.72%	9	13	13
長崎	4,916	298,171	184,149	2,825	42,130	14,916	1,220	34,894	4,811	8,961	375,195	203,876	52,842	1,622,930	569,683	16.96%	23.12%	35.79%	6	9	2
熊本	11,512	330,801	163,732	4,245	148,366	58,309	813	X	X	16,570	479,167	222,041	89,466	2,819,547	1,044,091	18.52%	16.99%	21.27%	4	20	11
大分	6,163	239,468	97,678	2,162	34,269	15,404	4,281	146,277	13,712	12,606	420,014	126,794	64,493	3,846,291	929,808	19.55%	10.92%	13.64%	3	30	26
宮崎	4,987	184,974	79,266	2,307	46,474	22,000	1,235	X	X	8,529	231,448	101,266	53,580	1,636,752	609,192	15.92%	14.14%	16.62%	7	23	20
鹿児島	12,623	280,597	130,751	1,811	54,982	26,618	416	7,336	2,341	14,850	342,915	159,710	69,396	1,982,830	617,165	21.40%	17.29%	25.88%	2	19	7
沖縄	67	X	X	313	4,900	1,953	12	X	X	392	4,900	1,953	22,986	469,427	170,201	1.71%	1.04%	1.15%	46	47	47

968円	(37円アップ)	429 (17.6)	41 (22.8)	163 (25.7)	225 (13.9)
969円	(38円アップ)	439 (18.0)	41 (22.8)	163 (25.7)	235 (14.5)
970円	(39円アップ)	442 (18.2)	41 (22.8)	163 (25.7)	238 (14.7)
971円	(40円アップ)	464 (19.1)	41 (22.8)	175 (27.5)	248 (15.3)
972円	(41円アップ)	470 (19.3)	41 (22.8)	175 (27.5)	254 (15.7)
973円	(42円アップ)	470 (19.3)	41 (22.8)	175 (27.5)	254 (15.7)
974円	(43円アップ)	470 (19.3)	41 (22.8)	175 (27.5)	254 (15.7)
975円	(44円アップ)	474 (19.5)	41 (22.8)	175 (27.5)	258 (16.0)
976円	(45円アップ)	474 (19.5)	41 (22.8)	175 (27.5)	258 (16.0)
977円	(46円アップ)	479 (19.7)	41 (22.8)	176 (27.8)	261 (16.2)
978円	(47円アップ)	482 (19.8)	41 (22.8)	176 (27.8)	264 (16.4)
979円	(48円アップ)	482 (19.8)	41 (22.8)	176 (27.8)	264 (16.4)
980円	(49円アップ)	482 (19.8)	41 (22.8)	176 (27.8)	264 (16.4)
981円	(50円アップ)	504 (20.7)	41 (22.8)	188 (29.6)	274 (17.0)
982円	(51円アップ)	504 (20.7)	41 (22.8)	188 (29.6)	274 (17.0)
983円	(52円アップ)	507 (20.8)	41 (22.8)	188 (29.6)	278 (17.2)
984円	(53円アップ)	510 (21.0)	41 (22.8)	188 (29.6)	281 (17.4)
985円	(54円アップ)	510 (21.0)	41 (22.8)	188 (29.6)	281 (17.4)
986円	(55円アップ)	513 (21.1)	41 (22.8)	188 (29.6)	284 (17.6)
987円	(56円アップ)	513 (21.1)	41 (22.8)	188 (29.6)	284 (17.6)

988円	(57円アップ)	520 (21.4)	41 (22.8)	188 (29.6)	291 (18.0)
989円	(58円アップ)	528 (21.7)	41 (22.8)	190 (29.9)	297 (18.4)
990円	(59円アップ)	532 (21.9)	41 (22.8)	190 (29.9)	301 (18.6)
991円	(60円アップ)	542 (22.3)	41 (22.8)	190 (29.9)	311 (19.2)
992円	(61円アップ)	542 (22.3)	41 (22.8)	190 (29.9)	311 (19.2)
993円	(62円アップ)	542 (22.3)	41 (22.8)	190 (29.9)	311 (19.2)
994円	(63円アップ)	543 (22.3)	41 (22.8)	191 (30.2)	311 (19.2)
995円	(64円アップ)	549 (22.6)	44 (24.1)	195 (30.7)	311 (19.2)
996円	(65円アップ)	549 (22.6)	44 (24.1)	195 (30.7)	311 (19.2)
997円	(66円アップ)	551 (22.7)	46 (25.3)	195 (30.7)	311 (19.2)
998円	(67円アップ)	563 (23.1)	46 (25.3)	196 (31.0)	320 (19.8)
999円	(68円アップ)	566 (23.3)	46 (25.3)	196 (31.0)	324 (20.0)
1,000円	(69円アップ)	569 (23.4)	46 (25.3)	200 (31.5)	324 (20.0)
1,001円	(70円アップ)	667 (27.4)	51 (27.8)	213 (33.6)	403 (24.9)
1,002円	(71円アップ)	670 (27.6)	51 (27.8)	217 (34.1)	403 (24.9)
1,003円	(72円アップ)	670 (27.6)	51 (27.8)	217 (34.1)	403 (24.9)
1,004円	(73円アップ)	670 (27.6)	51 (27.8)	217 (34.1)	403 (24.9)
1,005円	(74円アップ)	670 (27.6)	51 (27.8)	217 (34.1)	403 (24.9)
1,006円	(75円アップ)	670 (27.6)	51 (27.8)	217 (34.1)	403 (24.9)

法定最低賃金の第1号「静岡県缶詰製造業最低賃金」は、使用者のニーズによる業者間協定

1956年、米国からの低賃金輸出批判と他業種の進出による人手不足に対応するため、労働条件改善を迫られていた静岡県缶詰協会は、初任給協定を締結しました。

政府はこれを参考に、業者間協定による最低賃金の導入を図り、その普及を受けて1959年に「業者間協定に基づく最低賃金」方式を中心とする最低賃金法案を制定しました。

静岡県缶詰協会は初任給協定を最低賃金協定に切り替えて申請し、法定最低賃金第1号として決定されました。



当事者である産業の労使のイニシアティブ発揮で、産業全体の発展につなげていくべき

日本の賃金は、産業間・地域間の賃金格差が大きく、一律の最低賃金では実効性が低いことから、産業ごとに最低賃金が設定されてきました。1975年に全国に地域別最低賃金が整備された後も、当該産業労使のイニシアティブを重視する「新産業別最低賃金」として存続し、2007年の最低賃金法改正の際にも、「特定最低賃金」として制度を継続してきました。

特定最低賃金は、当事者である**産業の労使がイニシアティブを発揮することが求められています**。特定最低賃金の審議を通じて、地域の産業の実態・課題について深掘りした議論を行い、金属産業にふさわしい最低賃金を設定することによって、**産業の魅力向上とバリューチェーン全体の発展につなげていくことが重要**です。

	事 項	内 容
1947年(S22)	労働基準法制定	最低賃金に関する規定
1959年(S34)	最低賃金法制定	業者間協定方式 が中心 * 使用者による申請(労働者の関与なし)、産業別に設定(第1号は「静岡県缶詰製造業最低賃金」)
1968年(S43)	最低賃金法改正	業者間協定方式を見直し(ILOに適合する公労使三者構成の審議会方式へ) ↓(1967年度末:2,320件、適用労働者611万人) 大くりの産業別最低賃金 の普及・拡大
1971年(S46)	地域別最低賃金の設定	地域別最低賃金の年次推進5カ年計画の策定(1971~1975年)(1975年度末までに全都道府県で地域別最低賃金を設定)
1975年(S50)	最低賃金制度のあり方論議スタート	中賃に「今後の最低賃金制のあり方について」を諮問 * 地賃には、目安制度を導入 * 産業別最低賃金は、地域別最低賃金との性格と機能分担について論議
1986年(S61)	新産業別最低賃金制度スタート	1986(昭和61)年の「中賃答申」により、 新産業別最低賃金(現行制度) をスタート * 関係労使の申出・参加による審議会方式 へ
2004年(H16)	産業別最低賃金の見直し提起	「規制改革・民間開放推進3か年計画」に、産業別最低賃金の見直しが盛り込まれる
2005年(H17)	最低賃金制度の見直しスタート	労政審の下に最低賃金部会を設置。 「今後の最低賃金制度のあり方について」諮問
2007年(H19)	最低賃金法改正	約40年ぶりの最低賃金法改正 * 地域別最低賃金の決定基準に生活保護との整合性を追加 * 産業別最低賃金は特定最低賃金として明確化 (運用方針は継承)

金属産業の発展に向けた 特定最低賃金の活用

特定最低賃金とは

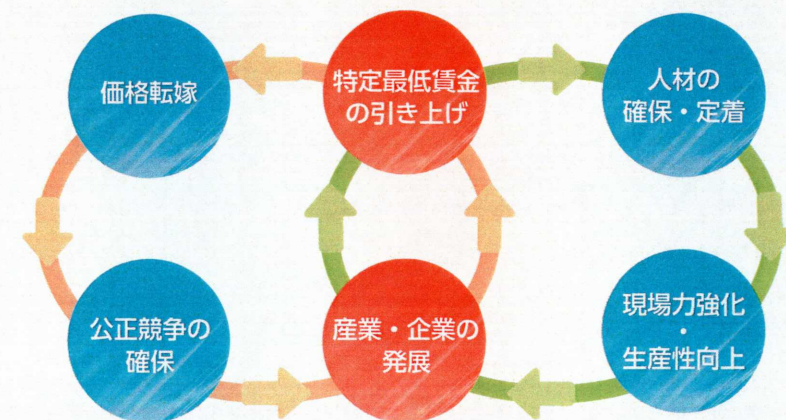
- 特定最低賃金は、最低賃金法に位置づけられており、特定の産業又は職業について設定される最低賃金です。
- 産業の労使が申出や審議に参加し、産業の実態を踏まえた最低賃金を設定しています。

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役 割 ・ 機 能	● 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完するもの	● すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネット
適 用 対 象	● 産業または職業ごとに適用 ● その産業の「基幹的労働者」に適用	● 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ● 都道府県ごとに適用
決 定 方 式	● 関係労使の申出により新設、改正又は廃止 ● 新設、改廃は労使のイニシアティブによる	● 行政機関に決定を義務付け (全国各地域について必ず決定されなければならない)
効 力	● 刑事的な効力は、最低賃金法にはなし(労働基準法第24条違反、30万円以下の罰金) ● 民事的な効力(最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効)	● 刑事的な効力(50万円以下の罰金) ● 民事的な効力(同左)

資料出所：厚生労働省

特定最低賃金の意義と役割

**特定最低賃金は、産業の魅力を高め、
産業の持続的な発展を促す**



- 金属産業では、現在の特定最低賃金が誕生して以来30年以上にわたって、労使合意の下で、特定最低賃金の新設・金額改正を積み重ねてきました。
- 金属産業は基幹産業として地域経済を支え、良質な雇用を生み出しています。しかしながら、近年は、労働環境が厳しいことなどから、とりわけ中小企業では人材の確保・定着が喫緊の課題となっています。このため、**特定最低賃金によって入口賃金の優位性を確保することで産業の魅力を高め、人材の確保・定着を進めていく必要があります**。
- 人材の確保・定着なしに、現場力の強化、生産性向上を図ることはできません。特定最低賃金の引き上げをきっかけとした労務費・人件費の上昇は適切に価格転嫁を進め、**バリューチェーン全体で生み出した付加価値を適切に配分し、産業全体の健全な発展を促していきます**。

	最低賃金法の目的	金属産業における役割
労働者にとって	労働者の生活の安定	労働組合のない中小企業や非正規雇用で働く労働者の賃金を底上げし、 産業内の賃金格差を是正 する
使用者にとって	労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保	入り口賃金の優位性を確保し、 産業の魅力を高め、人材の確保・定着につなげる
日 本 経 済・ 金属産業にとって	国民経済の健全な発展に寄与する	産業にふさわしい最低賃金によって 公正競争を確保し、産業の健全な発展を促す



全日本金属産業労働組合協議会(金属労協/JCM) 議長 金子晃浩
〒103-0027東京都中央区日本橋2-15-10(宝明治安田ビル4F)
TEL: 03(3274)2461(代表) FAX: 03(3274)2476
問い合わせ: 金属労協 政策企画局

特定最低賃金を有効活用すべきとの提言

最低賃金上げの突破口「産業別最賃」 人材獲得にも一助(2023年6月7日・日経電子版)

水野 裕司 編集委員

ポイント

- 「地域別最低賃金は生活安定の役割を中心に据え、**特定最低賃金は産業の労働者の公正な賃金を追求するという役割分担を目指すべき**。両者の相互補完が重要」との指摘がある。最低賃金は第1条で、この法律の目的のひとつとして「事業の公正な競争の確保」を掲げており、この趣旨にも沿う。
- 特定最低賃金は「**労使が力を合わせて生産性の向上に取り組むきっかけになる**」。特定最賃の設定や引き上げには各社の労使が企業の垣根を越えて横の連携をとる必要があるため、「**一企業では難しい取引価格の適正化や従業員への技能指導などを展開しやすくなる**」「**特定最低賃金という手段を使ってその産業の賃金水準を上げること自体が、人材獲得での競争力向上につながる**」との指摘もある。人手不足は深刻なだけに、経営側にとってもメリットがある。
- 2023年の春季労使交渉で広がった積極的な賃上げを確かな流れにするには、**民営事業所の従業員の7割近くが働く中小企業と、雇用されている人全体の4割近くを占める非正規従業員の継続的な賃金上昇が求められる**。最低賃金の引き上げは直接的な効果がある。

予算委員会公聴会(2024年3月12日)

首藤 若菜 立教大学経済学部経済政策学科教授

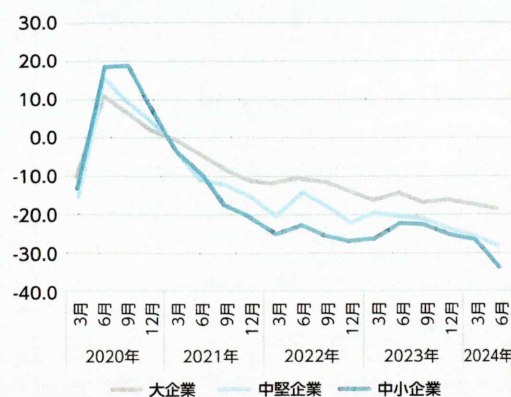
ポイント

- 地域別最低賃金は不熟練労働者を含めた全ての労働者に最低限支払われる賃金額であり、地域別最低賃金の上昇だけでは必ずしも底支えにならない。
- 特定の産業や職業の最低賃金を**特定最賃で定めることができる**。さらに、民間企業の労使の中には、**産業別最賃、企業内最賃を締結しているケースもある**。こうした多層的な最低賃金の形成が**中小企業、正規労働者を含む幅広い労働者の賃金の底上げになる**。
- 現在、特定最低賃金の導入や改定は、使用者側が慎重な姿勢を示しており、協議が進まないという状況。**持続的な賃上げのためにぜひ前向きに御検討いただけるように、政治の場からも呼びかけていただきたい**。

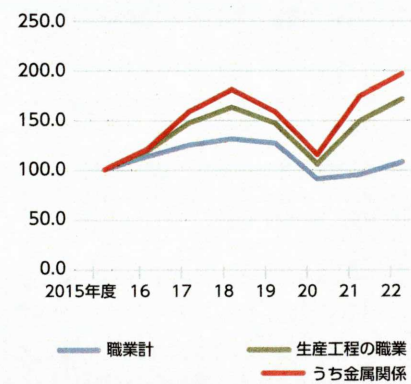
ものづくり離れが進み、生産現場を支える人材確保が困難に

- 生産年齢人口の減少等により**人材獲得競争が激化し、とりわけ中小では人材不足により企業の存続を脅かしかねない状況**となっています。金属産業は、バリューチェーン全体で「強み」を発揮しており、**人材不足によるバリューチェーンの危機は、産業全体の競争力の喪失に直結します**。
- 有効求人倍率は、2018年度に1.62倍に上昇した後コロナ禍で低下し、2022年度以降は1.3倍程度となっています。しかしながら**生産工程で働くことを希望する求職者は職業計を大きく下回り**、金属産業では生産工程全体をさらに下回っています。このため、金属産業の生産工程の有効求人倍率は他と比較して著しく上昇し、**生産現場を支える人材の採用が困難**となっています。

■金属産業の雇用人員の動向



■有効求人倍率の推移



■新規求職者数の推移

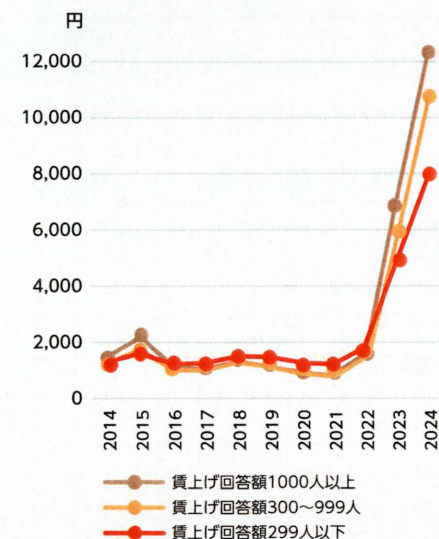


資料出所：日銀「短観」、厚生労働省「一般職業紹介状況」

金属産業の賃上げと初任給は大幅引き上げ

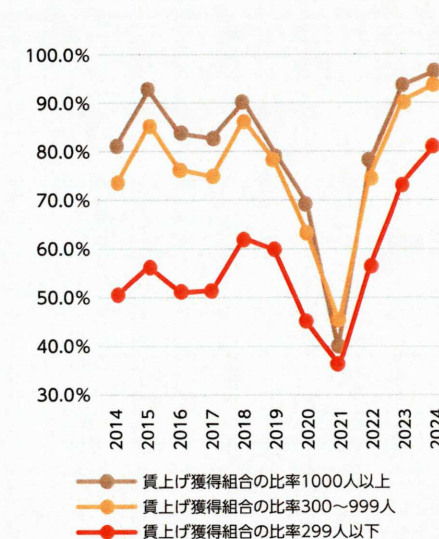
- 金属労協の加盟組合(3,062組合)では、85.3%の組合が賃上げ(ベア等)を獲得しており、組合員299人以下の組合で81.0%に達しています。賃上げ額の平均は規模計で9,130円、300人未満の組合でも7,955円となっています。
- 労働組合がなく、労使交渉の手段を持たない中小企業や非正規雇用で働く労働者についても、労働組合のある企業と同様に賃上げを行い、適切に価格転嫁することによって、バリューチェーン全体で生み出した付加価値を適正に分配する必要があります。
- 金属労協の集計対象組合(54組合)のうち、高卒初任給を把握できる組合の平均は、2023年度182,895円から、2024年度198,041円へと、15,146円引き上げられています。人材獲得競争が激化する中で、とりわけ採用賃金は大幅に引き上げられており、均等・均衡待遇実現の観点から、こうした動向を特定最低賃金に反映し、非正規雇用で働く労働者等の賃金の底上げを図る必要があります。

■規模別の賃上げ額の推移

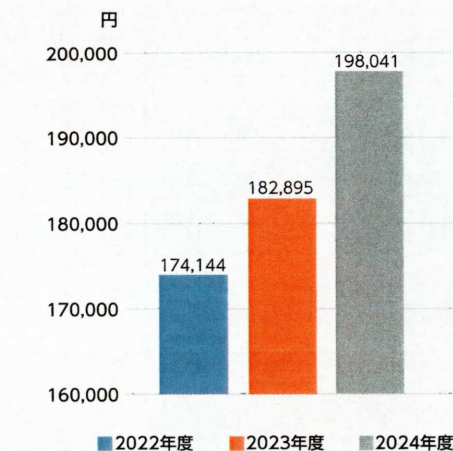


資料出所：金属労協

■規模別の賃上げ獲得組合の比率の推移



■初任給の推移



バリューチェーン全体の賃上げと適切な価格転嫁によって 金属産業の競争力強化と経済の好循環につなげる

- 政府は、物価に負けない賃上げを行うことが、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要でありとの認識の下、その実現に向けて「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」を策定しました。
- 「指針」では、**労務費上昇の根拠として「都道府県別の最低賃金やその上昇率」「春季労使交渉の妥結額やその上昇率」**等を上げています。特定最低賃金は、**同じ産業の労使が締結した企業内最低賃金の水準や賃上げ結果を重要な参考資料として波及させる制度であり、労使交渉の手段を持たない中小企業や非正規雇用で働く労働者の賃金を確実に引き上げるための有効な手段です**。人材の確保・定着や実質賃金確保の観点から、産業全体で賃上げを実現し、適切に価格転嫁することによって、産業の健全な発展と競争力の強化、さらには経済の好循環につなげていく必要があります。

参考

○労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(2023年11月29日/内閣官房・公正取引委員会)

発注者としての行動③

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

○業界団体による「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画

金属産業の業界団体では、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画を策定し、価格決定にあたっては、材料・エネルギー価格、労務費等の変動を考慮することを宣言しています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/koudoukeikaku.html>

百貨店・総合スーパー特定最低賃金 改正の必要性について

1. 特定最低賃金の意義と役割

特定（産業別）最低賃金は、旧産業別最低賃金からの移行の過程からも明らかなとおり、当該産業労使のイニシアティブを発揮することを前提としており、日本で唯一、企業の枠を超えた産業別労働条件決定システムとして、団体交渉を補完・代替する役割を果たしている。加えて、近年では「同一労働同一賃金」を基本とした均等・均衡処遇の実現が社会的に求められており、特定（産業別）最低賃金は、同じ産業・業種であっても賃金格差が大きい実態を是正し、労使が企業の枠を超えて「同一労働同一賃金」の基盤を形成することに資する制度として有効である。

また、産業の公正競争をより高いレベルで確保し底上げを図って行くことは、当該産業の魅力やそこで働く労働者の働き甲斐、誇りを高め、産業と企業の健全な成長と発展へとつながる。特に、近年のような労働力不足の中においては、経営資源の一つである人財（材）を確保する有効な手段ともなり得る。

高いレベルで公正競争を確保するための要素の一つが適用労働者である。特定（産業別）最低賃金の適用労働者は、いわゆる基幹的労働者がその対象であり、企業の運営を主体的に担っている労働者である。少なくとも、地域別最低賃金のセーフティーネットとは目的が異なっており、基幹的労働者の賃金が学生アルバイトと同じということにはならない。

これらの特定最低賃金の意義・目的から、全ての都道府県において設定が義務付けられ、労働局長の諮問に基づいて決定される地域別最低賃金とは異なり、特定最低賃金の決定（新設・改定・廃止）には、当該産業労使のイニシアティブの発揮が求められる。労働条件の向上はもちろんのこと、より高いレベルの公正競争の確保、産業の活性化、そして、人材を含めた魅力ある産業の育成を考えると、単に、現行の（特定）最低賃金に近い賃金で労働者を雇用する事業主の意見のみを重視するのではなく、主導的に率先して物事をより良き方向へと導くことこそが、本来の労使のイニシアティブを意味するところではないでしょうか。

2. 労使のイニシアティブによる特定最低賃金の業種変更を踏まると、優位性の確保が必要。

福井県には以前、各種商品小売業の特定最低賃金が設定されていた。しかし、特定最低賃金の金額審議において労使協議を踏まえ、平成 24 年に各種商品小売業特定最賃の改正を止め、百貨店・総合スーパーの特定最賃の新設が行われた。百貨店・総合スーパーは、「衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、従業員が常時 50 人以上」となっており、各種商品小売業から適用労働者が限定されるため、当然、各種商品小売業に比べて高い特定最低賃金額の設定が可能である。また、別紙のとおり、以前からも特定最低賃金の改定の際に基準とされた各種商品小売の特定最賃は地域別最低賃金に対して 110%を確保し、いわゆる優位性を確保してきたことについては、平成 22 年以降は 8 年間 110%を、平成 30 年以降は 3 年間 103%を下回る結果となっており（令和 3 年以降は 100%未満）、産業の活性化や発展、人材を確保するために必要な魅力としての特定最低賃金の優位性を確保していかなければなりません。

3. 特定（産業別）最低賃金のあるべき水準については、企業内最低賃金協定の水準や地域の当該産業の賃金実態を重視すべき

福井県の「職種別求人・求職賃金情報（令和 6 年 4 月）」【第 511 回-21】によれば、百貨店・総合スーパーが該当する「販売の職業」の求人賃金は、一般（下限賃金）で月額 210,805 円、パート（下限賃金）では 995 円。さらに、「新規学卒者の初任給情報（令和 6 年 3 月）」【第 511 回-23】によれば、産業別「卸売・小売」の高卒初任給は 185（前年同月 177 千円）、職業別「販売の職業」でも 185 千円（前年同月 181 千円）となっており、特定最低賃金とは大きな開きがある。

また、労働協約ケースにて改正申出した 3 事業所（適用労働者 518 名）の企業内最低賃金協定の最低額は時間額 1,098 円（地賃＋167 円）であり、10 月 5 日発効の改正福井県最低賃金額も大きく上回っているのが現状である。特定最低賃金額 840 円は実勢賃金から大きく乖離し、特定最低賃金の役割を果たしていない。

4. 労働力不足がいよいよ顕著に表れてきている。

少子高齢化や若者の県外流出による労働力不足が大きな課題となっており、雇用失業情勢（令和 6 年 7 月分）の求人倍率の動向では、福井県の有効求人倍率が 1.83 倍で、76 ヶ月連続全国 1 位となっている。特に注視するのは県都福井市が 1.80 倍に対し、三国が 2.40 倍と全体を押し上げている。石川県が 1.47 倍、富山県が 1.38 倍の状況で全国平均 1.24 倍を大きく超える北陸地方で、石川県への労働力流出が懸念される。〔※石川県の 7 月度新規求人は、前年同月と比べ 6.9%増加し、特に前年同月比で、卸売業、小売業（397 人（27.2%）増）と大手小売業の集客を反映している模様。〕

また、福井県内の労働市場の動き（令和 6 年 7 月）の新規求人数・有効求人数の状況は、新規求人数は 6,533 人で、前年同月比 3.6%減（393 人減少）となったが求職者の減少が続く中、運輸業・郵便業や医療福祉分野の新規求人数が増加しており、依然と高い水準にある。産業別でみた場合、百貨店・総合スーパーが含まれる卸売・小売業は前年同月比で 0.3%減少となったものの、新規求人数は 1,292 人と医療福祉分野に次ぐ最も多い産業となっている。主要産業における新規求人数の推移では、昨年 7 月以降毎月 1,000 人以上の新規求人数の推移となっており、北陸新幹線福井沿線開業効果も相まって、どの産業よりも慢性的な人手不足感が顕著である。

表3 新規求人数・有効求人数の状況

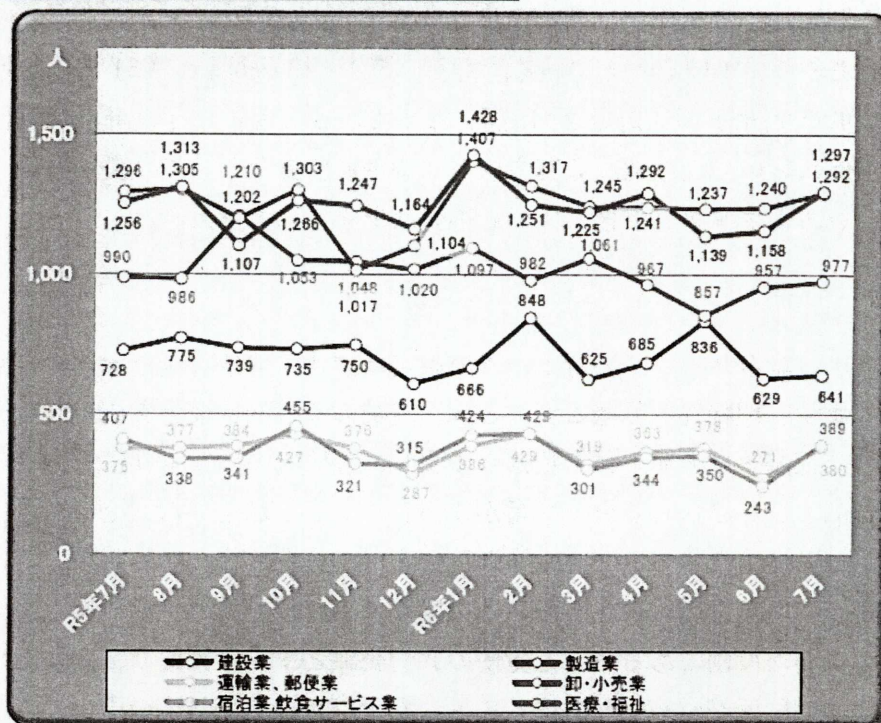
	令和5年度		令和6年5月		6月		7月	
	前年比		前年同月比		前年同月比		前年同月比	
新規求人数	82,189	▲ 3.7	6,727	▲ 3.0	5,988	▲ 10.3	6,533	▲ 3.6
有効求人数	235,268	▲ 2.6	18,686	▲ 5.4	18,313	▲ 6.8	18,284	▲ 6.0

〈主要産業別新規求人状況〉

建設業	8,811	▲ 7.7	836	2.8	629	▲ 20.0	641	▲ 12.0
製造業	12,555	▲ 7.0	857	0.7	957	▲ 18.5	977	▲ 1.3
繊維工業	2,665	▲ 4.9	208	7.2	149	▲ 37.1	206	▲ 1.9
眼鏡等製造業	1,720	9.3	133	14.7	126	▲ 6.0	132	▲ 19.0
運輸業、郵便業	4,534	▲ 1.3	378	(3.3)	271	(▲ 29.1)	380	(1.3)
卸売業、小売業	15,394	▲ 7.0	1,237	(▲ 16.4)	1,240	(5.4)	1,292	(▲ 0.3)
宿泊業、飲食サービス業	4,543	2.0	350	▲ 4.4	243	▲ 35.2	389	▲ 4.4
医療、福祉	14,811	2.0	1,139	(▲ 7.2)	1,158	(4.1)	1,297	(3.3)
サービス業	8,158	6.4	729	(7.4)	603	(▲ 4.6)	673	(▲ 5.2)

(注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により集計したもの。
令和6年4月以降の前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

図6 主要産業における新規求人数の推移



5. 地域間格差も深刻な課題である。

北陸三県の百貨店・総合スーパーの特定最低賃金額の直近8年間の推移【別紙資料】で比較してみると、富山県が2016年は810円（地賃770円／105.2%）に対し、2023年には955円（地賃948円／100.7%）で145円の引上げとなり、石川県に至っては、2016年は811円（地賃757円／107.1%）に対し、2023年には950円（地賃933円／101.8%）と139円の引上げとなっている。これに対し福井県は、799円（地賃754円／106.0%）に対し、2023年も改定されず840円（地賃931円／90.2%）のままで41円の引上げと7年間で▲12円から富山県▲115円、石川県▲110円に格差が拡大している。

近年の地域別最低賃金の改定が過去最高額で改定されている状況は、北陸三県とも同じ状況であり、福井県の百貨店・総合スーパーの特定最低賃金も改定が必要である。

6. 卸売・小売業（百貨店・総合スーパー）という産業で働く労働者の賃金水準の引上げを。

百貨店・総合スーパーを含む卸売・小売業の所定内給与は、毎月勤労統計調査結果速報（令和 6 年 4 月分）【第 511 回-34】表 2. 常用労働者 1 人月間現金給与額（規模 30 人以上）産業別の現金給与総額 210,814 円や、所定内給与 194,610 円は、他の産業と比較しても、かなり低い水準にある。

（表 4. 常用労働者 1 人平均月間実労働時間で割っても時給 1,542 円程度、調査産業計を同様に算出した場合の時給は 1,913 円）

7. 特定最低賃金の賃金特性値による適正な水準への改正を

福井労働局が実施した令和 6 年最低賃金に関する基礎調査から明らかになった特定最低賃金対象産業の未満率（規模別）【第 513 回第 2-3】は、百貨店・総合スーパーは基幹労働者 1,311 人に対し 0.0%（0 人）で、他産業と比較にならない。そして、労働協約の最低額である 1,098 円（改定額上限）という水準は、前年同月では第 1・4 分位数の 948 円とほぼ同額で、今年度は中位数である 1,071 円を超えている。また、第 1・20 分位数で 951 円の水準となっており、地域別最低賃金 931 円に対し 20 円高くなっている（令和 4 年以降）状況は、産業の活性化と人材確保において地域別最低賃金以上の特定最低賃金としての優位性が必要であり、特定最低賃金を改正すべき（引き上げても影響は少ない）と考える。

以上のことから、百貨店・総合スーパーの特定最賃の設定は福井県最低賃金を大きく上回る額で設定する必要があります。現状を見過ごすことは、実際にその低賃金を支払われる労働者だけでなく、企業間の公正競争にも悪影響を及ぼしますし、人件費の切り下げは労働者の労働条件の劣化を招き、製品やサービスの安全をも脅かす事態になりかねません。その場合、企業の存続すら危うくなることは言うまでもありません。

従って、卸売・小売業、特に百貨店・総合スーパーに働く労働者の雇用と生活の安定を図ることは、当該産業労使の重要な役割であることを労使の共通認識とすべきであり、そのためにも賃金の社会的な適正水準の確保が求められます。こうしたポジティブな対応の中で、当該産業に働く労働者のモチベーションと賃金のセーフティーネットとしての役割を果たす特定最低賃金の設定と水準の引上げが大変重要です。

改正審議にあたっては、当該産業の賃金実態を踏まえ、賃金の格差改善や底上げの観点を重視しつつ、適正な金額水準について協議を求めて参りますが、金額決定にあたっては、労使のイニシアティブをもって全会一致に向けて、最大限努力したいと考えております。

以上

別紙

1. 特定（産業別）最低賃金改定状況の推移（時間額）

年度	地域別 最低賃金	引上額	各種 商品小売 特定最賃額	地賃との比較	百貨店 総合スーパー 特定最賃額	地賃との比較
H18 年	649 円	3 円	718 円	+69 円 (110.63%)		
19 年	659 円	10 円	728 円	+69 円 (110.47%)		
20 年	670 円	10 円	738 円	+68 円 (110.15%)		
21 年	671 円	2 円	740 円	+69 円 (110.28%)		
22 年	683 円	7 円	747 円	+64 円 (109.37%)		
23 年	684 円	3 円	750 円	+66 円 (109.65%)		
24 年	690 円	5 円	750 円		755 円	+65 円 (109.42%)
25 年	701 円	8 円	750 円		763 円	+62 円 (108.84%)
26 年	716 円	10 円	750 円		773 円	+57 円 (107.96%)
27 年	732 円	18 円	750 円		791 円	+59 円 (108.06%)
28 年	754 円	8 円	750 円		799 円	+45 円 (105.97%)
29 年	778 円	24 円	廃止		805 円	+6 円 (103.47%)
30 年	803 円	25 円			810 円	+5 円 (100.87%)
R 元年	829 円	26 円			810 円	－円 (97.71%)
2 年	830 円	1 円			840 円	+30 円 (101.20%)
3 年	858 円	28 円			840 円	－円 (97.90%)
4 年	888 円	30 円			840 円	－円 (94.59%)
5 年	931 円	43 円			840 円	－円 (90.23%)
6 年	984 円	53 円				

2. 北陸三県の状況

❖過去 8 年間の推移

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
富山県	810 円	820 円	840 円	860 円	865 円	890 円	915 円	955 円
石川県	811 円	820 円	840 円	860 円	865 円	890 円	915 円	950 円
福井県	799 円	805 円	810 円	※810 円	840 円	840 円	840 円	840 円
地域間格差	▲12 円	▲15 円	▲30 円	▲50 円	▲15 円	▲50 円	▲75 円	▲115 円

※2019 年は労働協約最低額より高い地域別最低賃金の引上げにより改正審議に至らず。

❖地域別最低賃金に対する優位性

*百貨店・総合スーパー

富山県	955 円 (+40 円)	…	富山県地賃 (2022 年) 915 円	地賃に対して 100.77%
石川県	950 円 (+35 円)	…	石川県地賃 (2021 年) 915 円	〃 102.69%
福井県	840 円 (+0 円)	…	福井県地賃 (2021 年) 840 円	〃 90.23%

3. 地域別最低賃金との比較を重視

地域別最低賃金	984 円					
地域別最低賃金との比較	100.10%	100.30%	100.51%	100.71%	100.91%	101.12%
アップ額（931 円に対し）	+54 円	+56 円	+58 円	+60 円	+62 円	+64 円
百貨店・総合スーパー最賃	985 円	987 円	989 円	991 円	993 円	995 円

地域別最低賃金	984 円					
地域別最低賃金との比較	101.32%	101.52%	101.73%	102.74%	104.78%	111.59%
アップ額	+66 円	+68 円	+70 円	+80 円	+100 円	+167 円
百貨店・総合スーパー最賃	997 円	999 円	1,001 円	1,011 円	1,031 円	1,098 円

4. 地域別最低賃金との比較を重視

- ① 2020 年から 4 年間の地域別最低賃金の上昇率（830 円→984 円）：18.55%
 * 2020 年特定（産業別）最低賃金 840 円 $\times$ 18.55% = 155.82 円 $\div$ 156 円 … 996 円
- ② 申出要件（労働協約ケース）である労働協約の最低協定額が引上げ限度額：1,098 円
- ③ 引き上げによる影響率
 ※第 513 回第 2-24～29 参照
 改正福井県最低賃金額 984 円 影響率 17.6%（231 名）
 改正特定最低賃金額 985 円以上 影響率 17.8%（234 名）
 前項①より 996 円 影響率 25.3%（331 名）
 前項②より 1,098 円 影響率 ?
 100 円アップ 1,031 円 影響率 39.8%（521 名）

以上

特定最賃について

使用者委員 山埜

1 特定最低賃金の優位性

(1) 地域別最低賃金と特定最低賃金の全国加重平均額を比較すると、既に特定最低賃金の方が下回っており優位性がなくなっている。

(単位：円)

全国加重平均額	R5	R4	差
地域別最低賃金	1,004	961	43
特定最低賃金	970	942	28
差	34	19	15

(2) 全国の特定最低賃金（新産業別のみ）件数は、令和5年度は222件あり、うち143件の改正が行われ、79件の改正が行われなかった。また、特定最低賃金改正を全く行わなかった自治体は5（東京、神奈川、奈良、長崎、沖縄）あり、地域別最低賃金の急激な上昇により特定最低賃金の必要性がなくなっている。

((1)、(2)とも令和6年度版 最低賃金決定要覧)

(3) 特定最低賃金の対象となる産業は、基幹的産業（従事者数が多く、賃金水準が高い）が対象と思われるが、福井労働局最低賃金に関する基礎調査（令和6年調査）の平均賃金、中位数および第1.10分位数をみると、繊維については産業全体の平均値並み、電気、百貨店・スーパーについてはほぼ下回っている。

(単位：円)

	平均賃金	中位数	第1.10分位数
最賃調査対象産業	1,373	1,200	940
繊維	1,381	1,282	941
機械	1,859	1,551	1,060
電気	1,366	1,176	940
百貨店スーパー	1,266	1,071	980

(第513回第3-1～3-6)

2 影響率

福井労働局が行った福井県の中小零細企業または事業所を対象とした調査（第513回第2-1）による985円（984円+1円）に対する影響率は、機械を除くと15%を超えており雇用にマイナスの影響を与えかねない。

(単位：%)

	合計	1～9人	10～29人	30～99人
繊維	16.8	25.4	28.9	9.9
機械	2.1	7.1	4.2	0
電気	21.0	22.8	29.6	17.4
百貨店スーパー	17.8	-	-	17.8

3 業種別の賃金改定状況

一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（第4表①Bランク：第512回第1-194）および福井県経営者協会が行った賃金改定状況（最終報告：第515回第1-1）を業種別にみると、いずれも今回の引上げ率（5.69%）を下回っており、さらなる引き上げを行う理由がない。

（単位：％）

	第4表①	経営者協会調査
繊維（製造業）	2.6	3.22
機械（製造業）	2.6	5.26
電気（製造業）	2.6	4.34
百貨店スーパー（卸売業小売業）	2.3	3.13

4 政府は、「2030年代半ばまでに1500円」とさらなる引き上げ方針を示しており、今後も地域別最低賃金が最低賃金の一義的な役割を果たしていくと思われ、特定最低賃金は益々形骸化していくものと思われる。